

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第25号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定の申請) 第4条 (略) 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、 <u>施行規則に定められた申請書</u> (様式第1) に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 (1)~(4) (略) 3 (略) (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する <u>施行規則に定められた書類</u> (様式第2) (2) (略) (変更等の届出) 第7条 (略) 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に <u>施行規則に定められた届出書</u> (様式第4) に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。 (1) (略)	(指定の申請) 第4条 (略) 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、 <u>指定給水装置工事事業者指定申請書</u> (様式第1) に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 (1)~(4) (略) 3 (略) (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する <u>誓約書</u> (様式第2) (2) (略) (変更等の届出) 第7条 (略) 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に <u>指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書</u> (様式第4) に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。 (1) (略)

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則に定められた書類（様式第2）及び登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた届出書（様式第5）を管理者に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第13条（略）

2 前項の規定により変更又は解散の届出をしようとする者は、変更又は解散のあった日から30日以内に届出書（様式第7）を管理者に提出しなければならない。

（主任技術者の選任等）

第16条（略）

2（略）

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、届出書（様式第8）により、遅滞なくその旨を管理者に届け

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書（様式第2）及び登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者（廃止、休止、再開）届出書（様式第5）を管理者に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第13条（略）

2 前項の規定により変更又は解散の届出をしようとする者は、変更又は解散のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者団体変更・解散届出書（様式第7）を管理者に提出しなければならない。

（主任技術者の選任等）

第16条（略）

2（略）

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8）によ

<p>出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設計審査)</p> <p>第18条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため、当該審査に係る申請書(様式第9)に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。</p> <p>別表第1(第20条関係) (別紙1)</p> <p>別表第2(第20条関係) (別紙1)</p>	<p>り、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設計審査)</p> <p>第18条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため、当該審査に係る給水装置工事設計審査申請書(様式第9)に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。</p> <p>別表第1(第20条関係) (別紙2)</p> <p>別表第2(第20条関係) (別紙2)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程の別表第1及び別表第2の規定は、この規程の施行の日以後に京都市水道事業条例第5条第1項の規定による承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(別紙1)

別表第1 (第20条関係)

工事の種別	単位	手数料
外部接続工事	1件	円 <u>5,450</u>
内部工事		<u>5,050</u>
水洗便所築造のための増設工事		1,250
その他工事		2,500

別表第2 (第20条関係)

工事の種別	単位	手数料
外部接続工事	1件	円 <u>9,000</u>
内部工事		<u>8,550</u>
水洗便所築造のための増設工事		<u>3,500</u>
その他工事		<u>4,350</u>

(別紙2)

別表第1 (第20条関係)

工事の種別	単位	手数料
外部接続工事	1件	円 <u>5,400</u>
内部工事		<u>5,000</u>
水洗便所築造のための増設工事		1,250
その他工事		2,500

別表第2 (第20条関係)

工事の種別	単位	手数料
外部接続工事	1件	円 <u>9,150</u>
内部工事		<u>8,750</u>
水洗便所築造のための増設工事		<u>3,750</u>
その他工事		<u>4,550</u>

(上下水道局水道部水道管路課)